主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松本剛の上告趣意は、違憲をいうが、職業安定法三二条一項が憲法一三条、 二二条一項に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和二四年新(れ)第 七号同二五年六月二一日大法廷判決・刑集四巻六号一〇四九頁)とするところであ るから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和五八年二月三日

最高裁判所第一小法廷

光	重	藤	ব	裁判長裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	正	П	谷	裁判官
_	誠	田	和	裁判官